【諮問第89号】

13川個審第 9 号 平成13年8月22日

川崎市長 髙 橋 清 様

川崎市個人情報保護審査会 会 長 安 冨 潔

個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立てについて(答申)

平成11年12月21日付け11川市区第118号の4をもって川崎市長から諮問のありました個人情報閲覧等請求に対する拒否処分に関する不服申立ての件について、次のとおり答申いたします。

【諮問第89号】

1 審査会の結論

不服申立人の閲覧及び写しの交付の請求に対し,不承諾とした実施機関の処分は妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 不服申立人は 平成 1 1 年 5 月 2 4 日付けで 川崎市個人情報保護条例(以下「条例」という。) 第 1 7 条の規定に基づき , 長男 (当時満 歳。以下 」という。) の就学申請書 (川崎市内全区。以下「本件対象文書」という。) の閲覧及び写しの交付の請求 (以下「本件閲覧等請求」という。)を , 川崎市長 (以下「実施機関」という。) に対して行った。

なお,区内の小中学校の就学事務に関しては,教育委員会事務の委任等に関する規則第2条第1号の規定により,教育委員会から区長に委任されている。

(2) 本件閲覧等請求について,川崎市教育委員会は,平成11年7月5日付けで川崎市個人情報保護運営審議会(以下「審議会」という。)に諮問し、審議会は同年10月18日「公益上の理由により、本件請求に係る個人情報の記録の存否を明らかにしないで請求を拒否することは、止むを得ないものと考える。」旨を答申した。

実施機関は、平成11年10月29日付けで、前記答申を尊重し、「当該個人情報については、条例第13条第2項第4号に該当し、請求者(法定代理人)の閲覧等を認めないことが公益上必要であると判断されたため。」との理由で拒否処分(以下「本件処分」という。)を行った。

(3) 本件処分に対し,不服申立人は,平成11年12月8日付けで,「本件処分の取消しを求める。」との趣旨で不服申立てを行った(当審査会諮問第89号)。

3 不服申立人の主張要旨

平成11年12月8日付けの異議申立書,平成12年3月7日付け及び平成13年4月3日付け収受の各意見書によれば,不服申立人の主張は,概要次のとおりである。

実施機関の本件処分に係る閲覧等請求拒否通知書には「閲覧等を認めないことが公益上必要である」とあるが、離婚後も親権を有している父親の閲覧等請求を拒否する「公益上の必要」とは何か、意味が理解できない。母親が強引に連れ去った子を探しているのであり、実施機関には親権者を無視して子どもの人生を決定する権限はないはずである。 の発言は、母親が力ずくで連れ去り、また親権者である父親に長期間会わせないなど数々の違法行為により母親

が強引に言わせたものであり,無効である。母親が逃げるためにでっち上げた デマを調べもせず,親権者である不服申立人の言い分も聴かず,一部の関係者 から事情を聴取しただけで行った本件処分は公正でなく,取り消されなければ ならない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関作成の平成12年2月1日付け処分理由説明書及び同年5月9日の実施機関事情聴取によれば,実施機関の主張は,概要次のとおりである。

本件閲覧等請求は、受付窓口でのやり取りから、妻子が行方不明となった夫(ただし、本件閲覧等請求時には既に裁判離婚が成立していた。)が、子どもの就学に関する情報を手掛りに居場所を探そうとする探索的な請求と考えられた。そこで、法定代理人による未成年者の個人情報閲覧等請求の取扱いに係る平成11年4月5日付け審議会の答申に基づき、同年7月5日川崎市教育委員会から条例第13条第2項第4号の規定により、公益上の理由から請求を拒否することの可否について審議会に諮問した。これに対し、審議会が、請求に係る個人情報の記録の存否を明らかにしないで請求を拒否することは止むを得ない旨答申したため、実施機関は、これを踏まえて検討した結果、答申を尊重し、本件処分を行ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 不服申立人の請求に係る「就学申請書」に相当する文書には「区域外就学協議書」「転入学通知書」等がある。これらの文書には,本人の住所、氏名, 学校名,異動年月日、保護者の住所、氏名等が記載されている。
- (2) 自己情報の開示については,本人の権利利益の観点から,本人の請求により,当該本人に対してその個人情報を開示することが原則である。しかし, それでは意思能力(個人情報の開示請求の趣旨を理解し,自己情報をコントロールすることができる能力)のない者の保護に欠けるため,国,地方公共団体においては,成年被後見人や未成年者の法定代理人による開示請求を認めるのが一般的である。

未成年者の場合は、一概に意思能力を欠くとはいえない。個人差があるため一律に線を引くことは困難であるが、子どもの成熟度、民法との整合性等を考慮し、15歳以上の子どもには意思能力を認め、15歳未満の子どもには意思能力を認めないとする考え方が有力である。しかしながら、国の法律、地方公共団体の条例においては、未成年者を年齢で区別せず、未成年者の法定代理人すべてに、本人に代わって個人情報の開示請求をすることを認めているのが一般的であり、川崎市においても同様の取り扱いをしているとみられる(条例施行規則第8条)。

ところで,本件閲覧等請求は, の父親である不服申立人が法定代理人として行ったものである。不服申立人は,平成8年12月28日に妻がとその弟を連れて自宅を出たまま行方不明になった後、離婚訴訟を提起した。裁判は公示送達によってなされ,平成11年3月5日に離婚を認容する判決が言渡され,同判決において不服申立人が らの親権者に指定された。したがって,不服申立人は, の法定代理人であるから, に代わって本件閲覧等請求を行う権利がある。

- (3) 本来、未成年者の法定代理人に対する開示は、「未成年者の利益のため」に認められた制度であるから、「未成年者の利益」に反する場合は認めるべきではない。未成年者に意思能力があると考えられる場合には、必ず未成年者の意思を確認し、その意思が反映されていれば「未成年者の利益のため」ということができ、未成年者に意思能力がないと考えられる場合には、意思の確認は意味がないので、客観的にみて「未成年者の利益のため」といえるかどうかの観点から判断するべきである。 は年齢的にみて後者に該当する。
 - ア 未成年者の就学に関する書類の閲覧等を請求してくる親は,未成年者と一緒に生活していないことは容易に推測できるが,不服申立人は本件閲覧等請求に際し,「住民票を移さずに妻子が行方不明となったので,子どもの学校関係の書類を手掛りに居場所を知りたい。」と述べており,前記推測を待つまでもなく, と一緒に生活をしていないことは明らかである。通常,法定代理人は未成年者の利益のために行動するものであり,未成年者の利益と法定代理人の利益とは一致するものと推測されるが, は不服申立人と生活を共にしていないので,両者の利益が当然に一致するとの推測は働かない。
 - イ 離婚裁判で親権者を指定する際には、未成年者の利益ないし福祉の観点から、父母いずれが適格であるか諸事情を総合的に比較衡量して慎重に決められるのであるが、不服申立人夫婦の離婚裁判は公示送達によってなされているため、実質的に親権者を判断したとは考えられない。
 - ウ 審査会としては,現在 がどのような生活をしているか資料を持たず わからないし,積極的にそれを調査することは当審査会の役割を超えてい るものと考える。しかし,前記不服申立人の主張や離婚判決から,少なく とも は本件閲覧等請求の時点で不服申立人と2年半にわたり全く交 流がないことや、母親の許で事実上監護されてきたことは推認できる。
 - エ 不服申立人は の親権者であるから,親権に基づき の引渡しを求める訴を提起すれば,裁判所としては公示送達により,実質的判断をせずに請求を認めざるを得ないであろう。 の居場所が判明すれば,判決があった場合に直ちに履行されるおそれがある。しかし,前記のア,イ,ウ

の事実に照らすと,今. が不服申立人に引き取られることが客観的にみて「未成年者の利益のため」になるとまではいえないのではないか,との思いを払拭することができない。母親の監護下にある現状において積極的に の利益に反するような事実が認められない以上,現状を尊重し,本件閲覧等請求を拒否するべきものと考える。

また、不服申立人の請求に係る「就学申請書」に相当する文書が存在する場合には第三者である母親の住所も記載されていることになり、開示することにより母親のプライバシーを侵害するおそれがある。

(4) 本件閲覧等請求を拒否するとして、その方法であるが、本件対象文書の存否を明らかにして拒否した場合、文書の存否自体または文書名によって居所を容易に探知できる可能性が生じ、実質的に開示したのと同様の結果になる。以上のとおり、 や母親に不利益が及ぶ可能性が否定できない以上、本件対象文書の存否を明らかにしないで請求を拒否することには理由があり、条例第13条第2項第4号の「公益上必要がある」場合に該当すると考える。

なお,本件閲覧等請求に係る審議会への諮問が,川崎市教育委員会からなされているが,実施機関は委任を受けた川崎市長であるから,市長から諮問をするべきでなかったか,手続上問題がないわけではない。

しかしながら,審議会の答申の主旨は結論において,当審査会の前記判断と一 致するものと認められる。

よって、前記1記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市個人情報保護審査会(五十音順)

委員安達和志委員网方委員奥京委員加藤委員安富